

# 福岡県公報

平成二十六年八月一日  
第三千六百十六号  
増刊 ①

## 目次

訓令(第十三号)

○福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令(生活安全課)……………一

### 人事委員会

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
(人事委員会事務局給与公平課)……………一

## 訓令

福岡県訓令第十三号

本庁

出先機関

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年八月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令

福岡県消費者行政連絡協議会規程(昭和四十四年一月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一商工部の項中「中小企業経営金融課長 国際経済観光課長」を「中小企業振興課長 観光・物産振興課長」に改める。

別表第二保健医療介護部の項中「保健衛生課課長補佐」を「保健衛生課参事」に改め、同表商工部の項中「中小企業経営金融課課長補佐 国際経済観光課課長補佐」を「中小企業振興課課長補佐 観光・物産振興課課長補佐」に改める。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年八月一日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第七中「航海士、機関士、通船長、航海士、機関士及び通信士」を「船員」に、

に改める。

航海士、機関士及び通信士

を

その他の船員

別表第八中「航海士、機関士、航海士、機関士及び通信士」を「船員」に、

に改める。

4		4	2
10	4	12	2
12	4	14	2
15	4	17	

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。